

ビザなし滞在期間の変更について

ビザなし滞在期間が21日間から30日間に

フィリピン入国管理局から、フィリピンを一時的に訪問(観光目的や商談等商用目的等)する外国人短期滞在者に対する無査証滞在期間を、従来の21日から30日(日数は到着日から起算)に延長する旨が告知されました。この新たな措置は本年8月1日より実施されます。

ただし、入国審査において、パスポートの有効期間が6か月以上残っていること、そして30日以内にフィリピンを出国することが確認できる復路の航空券、若しくはフィリピンから他国に渡航するための航空券を提示する必要があります。

パスポートの有効残存期間が6か月未満であったり、入国審査時に復路の航空券若しくはフィリピンから他国へ渡航するための航空券を提示できない場合には、退去命令が発令され退去強制になる可能性もありますので注意して下さい。

以上